

# 財産形成住宅預金

(令和3年4月1日現在)

*特色、重要事項、その他	
<p>1. 主要事項</p> <p>(1) お勤めの方にご利用いただけるマイホーム資金づくりのための預金です。現在のお勤め先が財形制度を導入されている場合にご利用いただけます。</p> <p>(2) 5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れします。</p> <p>(3) 期日指定定期預金としてお預かりします。</p> <p>(4) 租税特別措置法第4条の2第1項「勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税」の適用を受けることができます。財産形成住宅預金と財産形成年金預金をあわせて非課税枠の合計が550万円までの利息は非課税扱いとなります。お引き出しは自己の住宅取得や増改築費用に限られます。お引き出しの理由・時期等により支払済の利息について5年間にわたり税額追徴されることがあります。(商品概要「11. その他参考となる事項」参照)</p> <p>(5) お利息は1年複利での期日指定定期預金になります。</p> <p>2. 満期日前に解約の場合、中途解約利率が適用になります。 (商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照…解約制限) また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 (商品概要「11. その他参考となる事項」参照)</p> <p>3. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>4. 取扱規程 …「財産形成住宅預金規程」を適用します。</p>	
*商品概要	
1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産形成住宅預金</li> <li>愛称：財形住宅預金</li> </ul>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人</li> </ul>
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以上で預入期間の制限はありません。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上定期的に、事業主が給与天引きにより預入</li> <li>・一回当たり 100 円以上</li> <li>・100 円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持家としての住宅を取得するための対価に当てるときに払い戻します。</li> <li>・払い戻しの場合、所定の書類を提出していただきます。</li> <li>・この預金の一部を持ち家として住宅を取得するための頭金に当てるときは、残高の90%を限度として一回に限り払い戻します。この場合一部払い戻し後2年以内かつ住宅取得から1年以内に残額の払い戻しをするものとします。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時における当行所定の利率を適用します。</li> <li>・預入元本の払い戻しの都度支払います。</li> <li>・期日指定定期預金の計算方法を適用します。</li> </ul>
7. 手数料	不要です。
8. 税区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル財ご利用の場合は財産形成年金預金とあわせて非課税枠の合計が550万円以内は利息が非課税扱いとなります。</li> </ul>

<商品概要説明書>

	<p>非課税とならない場合は源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）がかかります。</p> <p>※ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には復興特別所得税が付加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>																								
9. 付加できる特約事項	<p>マル財の取扱いができます。ただし、財産形成年金預金とあわせて非課税枠の合計が550万円以内です。</p>																								
10. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨て)により計算(1年毎の複利計算)した利息とともに払い戻します。</p> <p>&lt;2021年4月1日以降に預入れされた定期預金&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>A. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>D. 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>E. 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>F. 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率 × 90%</td> </tr> </table> <p>&lt;2021年3月31日以前に預入れされた定期預金&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>A. 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6ヶ月以上1年未満</td> <td>2年以上利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>D. 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>2年以上利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>E. 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>2年以上利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>F. 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>2年以上利率 × 90%</td> </tr> </table> <p>ただし、解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。</p>	A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率 × 40%	C. 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率 × 50%	D. 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率 × 60%	E. 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率 × 70%	F. 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率 × 90%	A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率 × 40%	C. 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率 × 50%	D. 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率 × 60%	E. 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率 × 70%	F. 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率 × 90%
A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																								
B. 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率 × 40%																								
C. 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率 × 50%																								
D. 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率 × 60%																								
E. 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率 × 70%																								
F. 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率 × 90%																								
A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																								
B. 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率 × 40%																								
C. 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率 × 50%																								
D. 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率 × 60%																								
E. 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率 × 70%																								
F. 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率 × 90%																								
11. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・転職、転勤、出向等により預入ができなくなった場合、所定の手続きにより新たな金融機関において引続き預入することができます。ただし、新たな勤務先が財形制度を導入している必要があります。</p> <p>・非課税扱いの利息について、後記に該当したときは、その事実の生じた日以降支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。また、すでに支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って20%により計算した税額を追徴します。</p> <p>(1) 前記「5. 払戻方法」によらない払い戻しがあった場合。</p> <p>(2) 前記「5. 払戻方法」による一部払い戻し後2年以内に残額を払い戻さなかった場合。</p> <p>(3) 前記「5. 払戻方法」による一部払い戻し後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払い戻しがあった場合。</p> <p>ただし、預金者の死亡、重度障害による払い戻しの場合を除きます。</p>																								

<商品概要説明書>

1 2. 当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口	徳島大正銀行お客さま相談室 フリーダイヤル：0120-87-1090 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時
1 3. 一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口	一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間：平日(銀行営業日)9時～17時